

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 教育総務課

許認可等の内容		就学援助費の交付の決定
根拠法令等及び条項		栃木市就学援助費交付規則第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市就学援助費交付規則第2条
	参考事項	栃木市就学援助事務取扱要領第7
	設定等年月日	平成27年 3月23日設定 令和 5年 4月 1日最終変更（要領）
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市就学援助費交付規則抜粋 （交付の対象者）</p> <p>第2条 援助費の交付の対象となる者は、児童生徒又は入学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、他の自治体で同種の援助を受けている者又は援助を受けることができる者は除くものとする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）</p> <p>(2) 栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める認定基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（以下「準要保護者」という。）</p> <p>栃木市就学援助事務取扱要領抜粋 （準要保護者の認定基準）</p> <p>第7 規則第2条第2号に規定する準要保護者の認定基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>(1) 当該年度において次のいずれかの措置を受けた者</p> <p>ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止</p> <p>イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定による市町村民税の非課税</p> <p>ウ 地方税法第323条の規定による市町村民税の減免</p> <p>エ 地方税法第367条の規定による固定資産税の減免</p> <p>オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定による国民年金掛金の減免</p> <p>カ 地方税法第717条の規定による国民健康保険税の減免</p> <p>キ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当</p>	

の交付

- ク 生活福祉資金貸付制度に基づく貸付
- ケ 地方税法第72条の62の規定による個人事業税の減免
- (2) 前号に掲げる者のほか、次のいずれかに該当する児童生徒等の保護者
 - ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
 - イ 保護者の職業が不安定で生活状態が悪い者
 - ウ P T A会費、学級費等その他の学校納付金の減免が行われている者
 - エ 学校納付金の納付状態が悪い者、衣服等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者
 - オ 経済的な理由により欠席日数が多い者
 - カ 同一の生計を営む世帯全員の前年の総所得が、生活保護法で定めた基準を基に、以下の算式により算定した額以下である者
$$(\text{生活扶助(I類、II類)} + \text{教育扶助} + \text{住宅扶助}) \times 12 \text{月} \times 1.3 \text{倍}$$
 - キ その他教育委員会が必要と認める者